

# 青森県報

号外第六十七号

平成二十四年  
十二月十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県東日本大震災復興交付金基金条例……………	(生活再建・ 産業復興局)	… 二
青森県道路法施行条例……………	(道 路 課)	… 三
青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、 公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例……………	(道 路 課 都 市 計 画 課 警 察 本 部 交 通 規 制 課)	… 四
青森県都市公園法施行条例……………	(都 市 計 画 課)	… 五
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課)	… 七
国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正す る条例……………	(高 齢 福 祉 保 險 課 社)	… 三

青森県東日本大震災復興交付金基金条例をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十一号

青森県東日本大震災復興交付金基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十八条第三項に規定する復興交付金(以下「復興交付金」という。)により、同条第一項に規定する復興交付金事業等(以下「復興交付金事業等」という。)に要する経費及び復興交付金事業等を行う市町等に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県東日本大震災復興交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける復興交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、復興交付金事業等に要する経費及び復興交付金事業等を行う市町等に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県道路法施行条例をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十二号

青森県道路法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県道に附属する有料の自動車駐車場等の利用に関する標識)

第二条 法第二十四条の三に規定する県道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第三条の二に定めるところによるものとする。

(県道の構造の一般的技術的基準)

第三条 法第三十条第三項に規定する県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の一般的技術的基準は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同令第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項に定めるところによるものとする。

(県道に設ける道路標識の寸法の基準)

第四条 法第四十五条第三項に規定する県道に設ける道路標識の寸法は、道路標識 区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年  
総理府  
建設省 令第三号）  
別表第二備考一の(ロ)の1から8まで並びに(五)の1から5まで、7並びに8の(1)及び(2)並びに備考一の(二)に定めるところによるものとする。

(自動車専用道路等である県道を立体交差とすることを要しない場合)

第五条 法第四十八条の三ただし書に規定する条例で定める自動車専用道路等である県道を立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令（昭

和二十七年政令第四百七十九号。以下「政令」という。）（第三十五条第一号及び第三号に定めるところによるものとする。

（県道の標識等に係る法令が改正された場合の措置）

第六条 第一条から前条までの規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合における第一条から前条までの規定の適用については、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められたときにあつては、当該経過措置の例により、当該経過措置が定められないときにあつては、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によることができる。

（占用料の額）

第七条 法第三十九条第一項の規定による占用料（以下「占用料」という。）の額は、別表のとおりとする。

（占用料の徴収方法）

第八条 占用料は、前納しなければならない。ただし、当該占用料に係る許可の期間が当該許可を受けた日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の年度分の占用料は、規則で定めるところにより、毎年度、当該年度分を納入することができる。

（占用料の減免）

第九条 知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる占用物件に係る占用料の全部又は一部を免除することができる。

一 政令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物

二 法第三十五条に規定する事業（政令第十八条に規定する事業を除く。）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で規則で定めるもの

（占用料の不還付）

第十条 既に納入した占用料は、還付しない。ただし、法第七十一条第二項の規定により占用の許可を取り消したときその他知事が特別の理由がある  
と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（占用料に係る督促手数料及び延滞金）

第十一条 法第七十三条第一項の規定により占用料に係る督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 前項の督促手数料及び延滞金の徴収については、青森県税外諸収入金に係る督促手数料、延滞金、過料等に関する条例（昭和三十九年四月青森県  
条例第十一号）第二条から第六条まで及び第八条の規定を準用する。

（特殊車両通行許可申請手数料の額）

第十二条 法第四十七条の二第二項の規定により県が同条第一項の許可に関する権限を行う場合における同条第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

（特殊車両通行許可申請手数料の納入方法）

第十三条 前条の手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

（施行事項）

第十四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(適用区分等)

2 第二条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設ける標識について適用し、施行日前に設けた標識については、なお従前の例による。

3 第三条の規定は、施行日以後に新設し、又は改築する県道について適用し、施行日前に新設し、又は改築した県道については、なお従前の例による。

4 第四条の規定は、施行日以後に設ける道路標識について適用し、施行日前に設けた道路標識については、なお従前の例による。

5 第五条の規定は、施行日以後に自動車専用道路等である県道を交差させる場合における交差の方式について適用し、施行日前に自動車専用道路等である県道を交差させた場合における交差の方式については、なお従前の例による。

(青森県道路占用料等徴収条例及び青森県特殊車両通行許可手数料条例の廃止)

6 次に掲げる条例は、廃止する。

一 青森県道路占用料等徴収条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十二号）

二 青森県特殊車両通行許可手数料条例（昭和四十七年三月青森県条例第四号）

(青森県道路占用料等徴収条例の廃止に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（前項の規定による廃止前の青森県道路占用料等徴収条例第三条ただし書の規定の適

用を受ける占用料のうち平成二十四年度以前の年度分に係るものに限る。( )については、なお従前の例による。

別表(第七条関係)

物		占				
物件		位				
物		所				
物		在				
物		地				
物		料				
法第三十二条第一項 第一号に掲げる工作 物	第一種電柱	一本につき一年	市の区域	五六〇円	町及び村の区域	四六〇円
	第二種電柱	一本につき一年	市の区域	八六〇円	町及び村の区域	七〇〇円
	第三種電柱	一本につき一年	市の区域	一、二〇〇円	町及び村の区域	九五〇円
	第一種電話柱	一本につき一年	市の区域	五〇〇円	町及び村の区域	四一〇円
	第二種電話柱	一本につき一年	市の区域	八〇〇円	町及び村の区域	六五〇円
	第三種電話柱	一本につき一年	市の区域	一、一〇〇円	町及び村の区域	九〇〇円
	その他の柱類	一本につき一年	市の区域	五〇円	町及び村の区域	四一円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	市の区域	五円	町及び村の区域	四円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	市の区域	三円	町及び村の区域	二円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	市の区域	四九〇円	町及び村の区域	四〇〇円
	地下に設ける変圧器	占有面積一平方メートルにつき一年	市の区域	三〇〇円	町及び村の区域	二五〇円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	市の区域	一、〇〇〇円	町及び村の区域	八二〇円	



地下街及び地下室	法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項 第二号に掲げる物件	郵便差出箱及び信書便差出箱	その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	四二〇円	三三〇円	外径が〇・〇七メートル未満のもの	一、〇〇〇円	八二〇円																		
								外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			一、〇〇〇円	八二〇円																
								外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの					一、〇〇〇円	八二〇円														
								外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの							一、〇〇〇円	八二〇円												
								外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの									一、〇〇〇円	八二〇円										
								外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの											一、〇〇〇円	八二〇円								
								外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの													一、〇〇〇円	八二〇円						
								外径が一メートル以上のもの															一、〇〇〇円	八二〇円				
								長さ一メートルにつき一年																	一、〇〇〇円	八二〇円		
								占用面積一平方メートルにつき一年																			一、〇〇〇円	八二〇円
								表示面積一平方メートルにつき一年																				

政令第七条第一号に掲げる物件	旗ざお	標識	看板（アーチであるものを除く。）	その他のもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	法第三十二条第一項	階数が三以上のもの	
													祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの
その面積一平方メ	一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メ	その面積一平方メ	その面積一平方メ	その面積一平方メ	その面積一平方メ	その面積一平方メ
二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	八〇〇円	二、〇〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
一〇〇円	九九円	一〇〇円	六五〇円	九九〇円	九九円	九九円	九九円	九九円	九九円	九九円	九九円	九九円	九九円
													Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
													四九〇円
													三〇〇円
													八二〇円
													六一〇円
													一、〇〇〇円
													一、〇〇〇円

政令第七條第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料	幕（政令第七條第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		に設けるもの	1トルにつき一日	
	アーチ	その他のもの	その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	二〇〇円
政令第七條第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設	車道を横断するもの	その他のもの	一、〇〇〇円	一基につき一月	二〇〇円
	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	二〇〇円	占用面積一平方メートルにつき一月	八二円
政令第七條第六号に掲げる施設	上空に設けるもの	その他のもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	建築物	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
政令第七條第七号に掲げる施設	建築物	その他のもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	建築物	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
政令第七條第八号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	その他のもの	その他のもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額

政令第七号第九号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	
政令第七号第十号に掲げる器具	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	
	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	
政令第七号第十一号に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
  - イ 第一種電柱 電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）を支持するものをいう。
  - ロ 第二種電柱 電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものをいう。
  - ハ 第三種電柱 電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 二 第一種電話柱 電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。ホ及びへにおいて同じ。）を支持するものをいう。

ホ 第二種電話柱 電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものをいう。

ヘ 第三種電話柱 電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

ト 共架電線 電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

チ 表示面積 広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

二 占用料を徴収すべき年度における占用物件の所在地の区分は、当該年度の初日における所在地の区分による。

三 Aは、近傍類似の土地（政令第七条第六号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表す。

四 占用料が年額で定められているものについて、占用期間（占用期間が二年度以上にわたるときは、各年度の占用期間とする。以下この号及び次号において同じ。）が一年に満たないとき、又は占用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について月割りで計算する。この場合において、一月未満の日数は、一月とする。

五 占用料が月額で定められているものについて、占用期間が一月に満たないときはその全期間について日割りで計算し、占用期間に一月に満たない端数があるときはその端数部分について一月として計算する。

六 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が一平方メートルに満たないとき、又は表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分について一平方メートルとして計算する。

七 占用物件の延長が一メートルに満たないとき、又は占用物件の延長にメートルに満たない端数があるときは、その総延長又は端数部分について一メートルとして計算する。

八 占用期間が一月に満たない場合の占用料の額は、表の規定により算出した額に百分の百五を乗じて得た額とする。

九 一件の占用料の額が百円に満たない場合の占用料の額は、百円とする。

青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十三号

青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十条第一項、第十三条第一項及び第三十六条第二項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定めるものとする。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第二条 法第十条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定道路である県道の道路の構造に関する条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）第三条から第三十七条まで及び附則第二項から第六項までに定めるところによるものとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第三条 法第十三条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な県の設置に係る都市公園に設けられる特定公園施設の設置に関する条例で定める基

準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）第一条から第十三条までに定めるところによるものとする。

（移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準）

第四条 法第三十六条第二項に規定する重点整備地区における移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する条例で定める基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）に規定する基準によるものとする。

（移動等円滑化に係る法令が改正された場合の措置）

第五条 第二条若しくは第三条の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定又は前条の規定によりその基準によるものとする法令に規定する基準が改正された場合における前三条の規定の適用については、当該法令の規定又は当該法令に規定する基準の改正に係る経過措置が定められたときにあつては、当該経過措置の例により、当該経過措置が定められないときにあつては、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定又は当該法令に規定する基準の例によることができる。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県都市公園法施行条例をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

青森県条例第七十四号

青森県都市公園法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第二条 法第三条第一項に規定する県が設置する都市公園の配置及び規模に関する条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 一の市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とすること。

二 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。

ロ 一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(都市公園の公園施設の建築面積の基準)

第三条 法第四条第一項に規定する県の設置に係る都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に係る条例で定める割合は、百分の二とす



る。

2 法第四条第一項ただし書に規定する県の設置に係る都市公園についての次の各号に掲げる特別の場合に関する条例で定める範囲は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができること。

二 政令第六条第一項第二号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができること。

三 政令第六条第一項第三号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第四条第一項本文又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができること。

四 政令第六条第一項第四号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として法第四条第一項本文又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができること。

（施行事項）

第四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十五号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「藤崎町」の下に「大鰐町」を加える。

第二十三条中「事務で」の下に「青森市」を加える。

第二十六条第一項中「五所川原市、つがる市」を削り、「市町村」を「町村」に改める。

第二十七条を削る。

第二十八条中「事務で」の下に「青森市」を加え、同条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

第三十一条中「及び五戸町」を「五戸町及び新郷村」に改め、同条を第三十条とし、第三十二条から第三十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十五条中「事務で」の下に「青森市」を加え、同条を第三十四条とし、第三十六条から第三十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十九条の前に次の一条を加える。

（青森県立自然公園条例等に基づく事務）

第三十八条 青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号。以下「自然公園条例」という。）及び自然公園条例の施行のための規

則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第八号及び第九号に掲げるものにあつては、自然公園条例第四十五条第一項の規定による損失の補償に関

するものを除く。）で、三戸町及び南部町の区域に係るものは、それぞれ当該町が処理することとする。

- 一 自然公園条例第十一条第二項の規定による公園事業の執行の認可、同条第五項の規定による公園事業の内容の変更の認可及び同条第八項の規定による公園事業の内容の変更の認可を要しない軽微な変更の届出の受理に関する事(二以上の市町村の区域にまたがる公園事業に係るものを除く)。
- 二 前号に掲げる事務に係る自然公園条例第十二条の規定による公園事業に係る施設の改善その他の公園事業の執行を改善するために必要な措置の命令に関する事。
- 三 第一号に掲げる事務に係る自然公園条例第十三条第一項の規定による公園事業者の地位の承継の承認及び同条第二項の規定による公園事業の承継の承認に関する事。
- 四 第一号に掲げる事務に係る自然公園条例第十四条の規定による公園事業の休止及び廃止の届出の受理に関する事。
- 五 第一号に掲げる事務に係る自然公園条例第十五条第二項の規定による公園事業の執行の認可の失効の届出の受理及び同条第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消しに関する事。
- 六 前二号に掲げる事務に係る自然公園条例第十六条の規定による原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令に関する事。
- 七 前各号に掲げる事務に係る自然公園条例第十七条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問に関する事。
- 八 自然公園条例第二十一条第三項の規定による特別地域内における行為の許可、同条第五項後段の規定による特別地域内において既に着手している行為の届出の受理、同条第六項の規定による特別地域内における非常災害のために必要な応急措置としての行為の届出の受理並びに同条第七項の規定による特別地域内における木竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理に関する事(二以上の市町村の区域にまたがる行為に係るものを除く)。

九 自然公園条例第二十三条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理、同条第二項の規定による普通地域内における行為の禁止及

び制限並びに必要な措置の命令、同条第四項の規定による同条第三項の期間の延長及び通知並びに同条第六項の規定による同条第五項の期間の短縮に関すること（二以上の市町村の区域にまたがる行為に係るものを除く。）。

十 前二号に掲げる事務に係る自然公園条例第二十四条第一項の規定による行為の中止並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに同条第二項の規定による原状回復等及びこれに係る公告に関すること。

十一 前三号に掲げる事務に係る自然公園条例第二十五条第一項の規定による報告の徴収並びに同条第二項の規定による立入検査及び立入調査に関すること。

十二 前各号に掲げる事務のほか、自然公園条例の施行に関する事務のうち、自然公園条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものに関すること。

第四十条中「事務で」の下に、「青森市」を加え、「町村」を「市町村」に改める。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第十九条、第二十三条、第二十七条、第三十条、第三十四条、第三十八条及び第四十条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県都市計画法施行条例の一部改正)

4 青森県都市計画法施行条例(平成十五年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四条及び第五条中「及び五戸町」を「五戸町及び新郷村」に改める。

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十六号

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険の県調整交付金に関する条例(平成十七年十月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第五項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、附則に次の一項を加える。

4 平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度における県調整交付金については、第三条第四項中「九分の六」とあるのは「九分の八」と、同条第五項中「九分の三」とあるのは「九分の一」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭